

# 第91回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第91期

(2014年4月1日から2015年3月31日まで)

会社の支配に関する基本方針  
連結注記表  
個別注記表

王子ホールディングス株式会社

上記の事項につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネットの当社ホームページ (<http://www.ojiholdings.co.jp>) に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

## 会社の支配に関する基本方針

当社は、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を下記(1)のとおり定めております。

また、2014年6月27日開催の第90回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、有効期限を当該定時株主総会終結から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとして、下記(3)に定める特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（注4）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を継続しております。

注1. 特定株主グループとは、(i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、または(ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2. 議決権割合とは、(i) 特定株主グループが、注1. の(i) の記載に該当する場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、または(ii) 特定株主グループが、注1. の(ii) の記載に該当する場合は、当該買付者およびその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3. 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項または同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

注4. 上記のいずれの買付行為についても、予め当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

### (1) 会社の支配に関する基本方針の内容

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、大規模買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案等に基づくものであれば、当社はこれを一概に否定するものではありません。かかる提案等については、買付けに応募するかどうかを通じ、最終的には株主の皆様にご判断いただくべきものと考えております。

他方、当社グループの事業の特性として、その経営においては大規模な設備投資や世界レベルでの原料確保等、中長期的かつ広角的な視点が必要とされることから、当社への大規模買付行為に際し、株主の皆様が適切な判断を行うためには、当該買付者に関する適切な情報等の提供および代替案の検討機会を含めた検討期間の確保がなされることが必要不可欠であると考え

ます。しかし、当社株式の買付け等の提案においては、会社や株主に対して買付けに係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないものも想定されます。

また、買付目的や買付け後の経営方針等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付けに応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、買付条件が会社の有する本来の企業価値・株主共同の利益に照らして不十分または不適切であるもの等、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある提案も想定されます。

このような企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切ではないと考えております。

## (2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以下の施策を実施しております。

これらの取り組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるためのものであることから、上記(1)の会社の支配に関する基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

### 「企業価値向上への取り組み」

当社グループは、常に先行して経営環境の変化に対応し、企業価値の向上と持続的成長を成し遂げるため、スピード感をもって事業構造転換に取り組んでおります。

中核事業の深耕・深化、新規事業・新製品開発による次期中核事業の発掘、新興国・資源国を中心とした海外事業のさらなる拡大および財務基盤の一層の強化をグループ経営戦略の中心に据えております。これを実現するために、研究開発体制、海外市場開拓体制、商事機能および人事企画機能を重点的に強化し、併せてキャッシュフロー経営の徹底、選択と集中、計画的な事業リストラクチャーおよび継続的コストダウンの推進により企業価値の増大を図り、グローバルな「革新的価値創造企業」を目指しております。

具体的には以下の取り組みを行っております。

#### (a) 生活産業資材

・産業資材（段ボール原紙事業、段ボール加工事業、白板紙・包装用紙事業、紙器・製袋事業）

東南アジア・インドでの事業展開を加速させております。2013年度は、カンボジア・ベトナムにおける段ボール工場、中国における2つの製袋工場の稼働に加え、ベトナムにおいて紙器・美粧段ボールメーカーを買収しました。2014年度は、インドにおいて新たに段ボール工場が稼働し、2015年度はミャンマー、ベトナム、インドでの新段ボール工場稼働を予定しております。

国内では富士地区の段ボール原紙生産体制の効率化、福島県において段ボール生産設備の増強に取り組むとともに、総合パッケージングメーカーとしての優位性を活かし、素材・加工一体の提案型ビジネスモデルを強化しております。

・生活消費財（家庭用品事業）

紙おむつ分野では、2013年10月にパーソナルケア・イノベーションセンターを設置し、商品開発力と事業競争力の強化を一層進めております。

国内においては、福島県の新工場で、拡大する大人用紙おむつの需要を取り込んでまいります。海外においては、子供用紙おむつの大幅な需要の伸びが見込まれる東南アジアを中心に本

格的な事業展開を図るため、2015年1月に東南アジア最大の人口を擁するインドネシアで合弁会社を設立し、同月マレーシアで紙おむつ事業会社を買収しました。また、同国では紙おむつの新工場建設を進めております。2014年8月には株式会社ニチイ学館と中国における紙おむつ等のサニタリー商品販売に関する戦略的提携に係る覚書を締結し、中国における事業展開も進めております。

家庭用紙分野では、高付加価値製品の充実を図っており、FSC認証製品をはじめとする環境配慮型製品のラインナップの拡充や、継続的な品質改良による、よりクオリティの高い製品の開発を進める等、高級感のあるブランドの確立を目指しております。

#### (b)機能材（特殊紙事業、感熱紙事業、粘着事業、フィルム事業）

積極的な経営資源の投入による事業の拡大を図っており、2014年4月にはブラジルで感熱紙生産設備を増設しました。需要が増加しているタッチパネル用光学粘着材料についても生産能力の増強を逐次行っております。また、収益力の向上を図るため、最適な生産体制の構築に取り組み、東南アジア・日本を一体とした感熱紙生産体制の見直しも進めております。

また、研究開発機能の一層の充実を図るため、粘着事業については粘着材料イノベーション研究所を設置し、フィルム事業についてはアドバンスフィルム研究所を設置するとともに新たに研究棟を建設しました。両研究所等を中心に、高機能・高付加価値製品の迅速な開発、新製品・新技術の創出に取り組むとともに、東南アジア等の成長国に積極的に進出し海外事業を拡大してまいります。

#### (c)資源環境ビジネス（木材事業、パルプ事業、エネルギー事業）

海外では資源国を中心に木材事業・パルプ事業の拡大を進めており、インドネシアでは2014年2月に、ラオスでは2014年10月に木材加工の新工場が稼働し、2015年度にはベトナムでも新たな木材加工工場が稼働します。また、ブラジル・ニュージーランドにおけるパルプ事業ではアジア向けを中心にパルプ販売を強化するとともに、ミャンマー・インドネシア・ベトナムでは幅広い事業展開・販売強化を推し進めるための拠点作りに取り組みました。さらに、中国の江蘇王子製紙有限公司では2015年1月にクラフトパルプ設備の営業運転を開始しました。

国内では新規ビジネス展開を加速させており、2014年5月にレーヨン用途向け等の溶解パルプ設備が稼働、電力事業においては、バイオマス発電設備1台が2015年3月に稼働し、加えて2台が2015年度中に稼働するほか、水力発電設備の更新工事を進めております。さらに、2016年に予定される電力小売の全面自由化も見据え、2015年2月に電力販売事業の合弁会社を設立しました。

#### (d)印刷情報メディア（新聞用紙事業、印刷・出版・情報用紙事業）

事業環境を見極めつつ、適宜、生産体制再構築を実施してきましたが、引き続き、需要に即した最適生産体制の構築を推進する等コスト構造を継続的に見直し、国際競争力の強化を図ってまいります。

また、江蘇王子製紙有限公司においては、クラフトパルプ設備の稼働により紙パルプ一貫生産を開始しております。

#### (e)研究開発の強化

2014年4月、研究開発本部を「イノベーション推進本部」に改称し、より機動的かつ効率的な研究開発活動を実現するため研究開発体制を刷新したほか、2014年7月には水環境研究所を新たに設置する等、革新的価値創造の中核となる研究開発体制の強化に取り組んでおります。

さらに当社は、2014年12月に海外事業のさらなる拡大、新たなビジネス展開を図るため、株式会社産業革新機構と共同で、ニュージーランドやオーストラリアに生産拠点を有するCarter Holt Harvey Ltd. のパルプ・板紙・パッケージング事業（Carter Holt Harvey Pulp & Paper Ltd. および関係会社）の買収を完了しました。

また、当社は、2014年12月に中越パルプ工業株式会社との間で、両社の経営資源をより一層相互に活用することによる投資効率、資金効率のさらなる向上を図ることを目的に、業務提携および第三者割当引受による資本提携を実施することを決定しております。なお、第三者割当引受の実行については、公正取引委員会より私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令を受領しないことが条件となっております。

当社グループは、これらの諸施策を通じて、革新的価値を創造し続けるグローバルな企業グループを目指してまいります。

### (3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

#### ① 本方針導入の目的

当社取締役会は、上記(1)の基本方針に基づき、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。また、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合にも、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

#### ② 大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、(i) 事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、(ii) 当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その項目は別紙1記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実は、速やかに情報開示します。また、当社取締役会に提供さ

れた大規模買付情報は、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した事実および取締役会評価期間については、速やかに開示します。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を開示します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。また、当社取締役会は、特別委員会に大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼します。特別委員会は、独自に大規模買付情報の評価・検討を行い、本方針に従い当社取締役会がとるべき対応について勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を踏まえ、これを最大限尊重しつつ、本方針に従った対応を決定します。

### ③大規模買付行為がなされた場合の対応方針

#### (a)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。当社取締役会は、対抗措置の発動を決定するに先立ち、特別委員会に対抗措置の発動の是非を諮問しその勧告を受けるものとします。特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にした上で、当社取締役会は対抗措置の発動を決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として別紙2記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件や取得条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件および取得条件を設けることがあります。

今回の大規模買付ルールの設定およびそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主全体の正当な利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えていますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

#### (b)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を

阻止しようとするものではありません。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合であると、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会が判断したときには、上記③(a)で述べた大規模買付行為を抑止するための措置をとることがあります。かかる対抗措置をとることを決定した場合には、適時適切な開示を行います。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(i) 次の①から④までに掲げる行為等により株主全体の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収行為を行う場合

①株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為

②会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲のもとに買収者の利益を実現する経営を行うような行為

③会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(ii) 強圧的二段階買収（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(iii) 大規模買付者による支配権取得により、顧客・取引先・地域社会・従業員その他の利害関係者の利益が損なわれ、それによって長期的に当社株主全体の利益が著しく毀損されるおそれがある場合

(iv) 大規模買付者による支配権取得後の経営方針や事業計画等が著しく不合理または不適當であったり、環境保全・コンプライアンスやガバナンスの透明性の点で重要な問題を生じるおそれがあったり、大規模買付者に関する情報開示が当社の株主保護の観点から見て十分かつ適切になされないおそれがあるために、当社の社会的信用を含めた企業価値が著しく毀損しまたは当社の株主に著しい不利益を生じさせるおそれがある場合

(c) 対抗措置発動後の停止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後でも、(i)大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、(ii)対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらさずかつ当社株主全体の利益を著しく損なわないと判断される場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の停止を決定することがあります。対抗措置として、例えば新株予約権を無償割当てする場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回を行うなどの事情が生じ、特別委員会の勧告を踏まえ、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断したときには、新株予約権の効力発生日までの間は新株予約権の無償割当てを中止し、また新株予約権の無償割当て後、行使期間の開始までの間においては当社が無

償で新株予約権を取得して、対抗措置の発動を停止することができるものとします。

このような対抗措置の発動の停止を行う場合には、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

#### (d) 特別委員会の設置および検討

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすことが明らかである場合や当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否かおよび発動を停止するかの判断に当たっては、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置し、当社取締役会はその勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとします。特別委員会の委員は3名とし、社外取締役、社外監査役、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

取締役会は、対抗措置の発動または発動の停止を決定するときは、特別委員会に対し諮問し、その勧告を受けるものとします。特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、当社の取締役、監査役、従業員等に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めたりしながら、審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。取締役会は、対抗措置を発動するか否かおよび発動の停止を行うかどうかの判断に当たっては、特別委員会の勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものといたします。なお、特別委員会規程の概要、特別委員会委員の氏名および略歴は、それぞれ別紙3、4のとおりです。

#### ④ 当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりませんが、当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、当該基準日における最終の株主名簿に記録される必要があります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行または取得することとなった際に、法令および金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記③(c)に従い、新株予約権の無償割当ての効力発生日までに新株予約権の無償割当てを中止し、または新株予約権の無償割当ての効力発日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）において、当社が新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資者の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

#### ⑤ 大規模買付ルールの有効期限

2014年6月27日開催の第90回定時株主総会において、本方針の継続について株主の皆様のご承認が得られたため、本方針の有効期間は、当該定時株主総会の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、以後も同様とします。

なお、当社取締役会は、本方針を継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。また、当社取締役会は、株主全体の利益保護の観点から、会社法および金融商品取引法を含めた関係法令の整備・改正等を踏まえ、本方針を随時見直していく所存です。

本方針は、その有効期間中であっても、株主総会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合または当社取締役会により本方針を廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で廃止されるものとします。また、当社取締役会は、本方針の有効期間中であっても、株主総会での承認の趣旨の範囲内で本方針を修正する場合があります。

#### (4) 本方針が会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについての取締役会の判断及びその判断に係る理由

以下の理由により、本方針は、上記(1)の会社の支配に関する基本方針に沿うとともに、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

##### ① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

##### ② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、上記(3)①「本方針導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付け等がなされた際に、当該買付け等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

##### ③ 合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、上記(3)③「大規模買付行為がなされた場合の対応方針」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合など、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

##### ④ 株主意思を重視するものであること

当社は、本方針の継続について株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、株主総会において、議案としてお諮りしております。株主総会において、本方針の継続の決議がなされなかった場合には、速やかに廃止されることになり、その意味で、本方針の消長および内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

⑤デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(3)⑤「大規模買付ルールの有効期限」にて記載したとおり、本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社の取締役任期は1年間であり、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(別紙1)

## 大規模買付情報

1. 大規模買付者およびそのグループ（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。）の情報。
  - (1) 名称、資本関係、財務内容
  - (2) （大規模買付者が個人である場合は）国籍、職歴、当該買収提案者が経営、運営または勤務していた会社またはその他の団体（以下、「法人」という。）の名称、主要な事業、住所、経営、運営または勤務の始期および終期
  - (3) （大規模買付者が法人である場合は）当該法人および重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本および長期借入の財務内容、当該法人またはその財産に係る主な係争中の法的手続き、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名
  - (4) （もしあれば）過去5年間の犯罪履歴（交通違反や同様の軽微な犯罪を除く。）、過去5年間の金融商品取引法、会社法（これらに類似する外国法を含む。）に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
2. 大規模買付行為の目的、方法およびその内容。（取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含む。）
3. 当社株式の取得の対価の算定根拠。（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびその算定根拠を含む。）
4. 大規模買付行為の資金の裏付け。（資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
5. 大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策。
6. 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（ステークホルダー）に関する方針。
7. 必要な政府当局の承認、第三者の同意等、大規模買付行為の実行に当たり必要な手続きの内容および見込み。大規模買付行為に対する、独占禁止法その他の競争法ならびにその他大規模買付者または当社が事業活動を行っているか製品を販売している国または地域の重要な法律の適用可能性や、これらの法律が大規模買付行為の実行に当たり支障となるかどうかについての考えおよびその根拠。
8. その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断して要請する情報。

(別紙2)

## 新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件  
取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数  
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の払込金額  
無償（金額の払込みを要しない。）
5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。
7. 新株予約権の行使条件  
議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得または保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

(別紙3)

### 特別委員会規程の概要

1. 特別委員会は、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保することを目的として設置される。
2. 特別委員会の委員は3名とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、または(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。ただし、社外の有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、またはこれらに準ずる者とし、別途当社取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
3. 特別委員会委員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
4. 特別委員会は、取締役会の諮問を受けて、以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告する。なお、特別委員会の各委員は、こうした審議・決議にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うものとし、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ①大規模買付行為に対する対抗措置の発動の是非
  - ②大規模買付行為に対する対抗措置発動の停止
  - ③その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
5. 特別委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
6. 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会委員が必要と認める者の出席を求め、特別委員会が求める事項に関する説明を要求することができる。
7. 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、特別委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

(別紙4)

### 特別委員会委員の氏名及び略歴

現在の特別委員会の委員は、以下の3名です。

奈良 道博 (なら みちひろ)

#### 略歴

1946年5月17日生まれ  
1974年4月 弁護士登録  
2014年6月 当社取締役  
現在に至る。

※奈良道博氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

桂 誠 (かつら まこと)

#### 略歴

1948年2月3日生まれ  
1971年4月 外務省入省  
2004年7月 ラオス駐箚特命全権大使  
2007年8月 フィリピン駐箚特命全権大使  
2011年5月 退官  
2013年6月 当社監査役  
現在に至る。

※桂誠氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

北田 幹直 (きただ みきなお)

#### 略歴

1952年1月29日生まれ  
1976年4月 検事任官  
2012年1月 大阪高等検察庁検事長  
2014年1月 退官  
2014年3月 弁護士登録  
2014年6月 当社監査役  
現在に至る。

※北田幹直氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

## 連 結 注 記 表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数……………173社（前連結会計年度末 158社）

主要な会社名：王子コンテナ(株)、王子マテリア(株)、森紙業(株)、王子ネピア(株)、王子エフテックス(株)、王子イメージングメディア(株)、王子グリーンリソース(株)、王子製紙(株)、Oji Papéis Especiais Ltda.、Celulose Nipo-Brasileira S.A.、Pan Pac Forest Products Ltd.、江蘇王子製紙有限公司、Carter Holt Harvey Pulp & Paper Limited

当連結会計年度における連結子会社の異動状況は次のとおりです。

(増加) 19社 United Packaging Co., Ltd.、Carter Holt Harvey Pulp & Paper Limited及びその関係会社7社並びにPeople & Grit (M) Sdn. Bhd. 及びその関係会社3社の13社は、当連結会計年度において株式を取得したため、連結の範囲に含めています。

王子オセアニアマネジメント(株)、Oji Oceania Management (NZ) Limited、Oji Oceania Management (AUS) Pty.Ltd.、Oji Asia Household Product Sdn. Bhd.、PT Oji Indo Makmur Perkasa及びOji Myanmar Packaging Co., Ltd.の6社は、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めています。

(減少) 4社 神崎王子紙業(株)及び大井製紙(株)の2社は、事業の一部を譲渡したことにより重要性が低下したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しています。

Richbox Paper Products (M) Sdn. Bhd. 及びSuperpac Manufacturing Sdn. Bhd. の2社は、清算したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しています。

##### (2) 非連結子会社の数……………121社

非連結子会社は、いずれも小規模であり、全体の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等が、連結会社合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等に比べ軽微であり、かつ連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いています。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用の関連会社の数……………19社（前連結会計年度末 17社）

主要な会社名：(株)ユポ・コーポレーション、国際紙パルプ商事(株)、オーシャントランス(株)

当連結会計年度における持分法適用の関連会社の異動状況は次のとおりです。

(増加) 2社 PT Indo Oji Sukses Pratama及び王子・伊藤忠エネクス電力販売(株)の2社は、当連結会計年度において新たに設立したため、持分法適用の範囲に含めています。

(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社の数

非連結子会社……………121社

関連会社…………… 53社

上記の非連結子会社及び関連会社は、全体の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等が、連結会社合計の当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等と比べ軽微であり、かつ連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用範囲から除いています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Oji Papéis Especiais Ltda.、Celulose Nipo-Brasileira S.A.、江蘇王子製紙有限公司、Oji Oceania Management (NZ) Limited、Carter Holt Harvey Pulp & Paper Limited他74社の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しています。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。一部の連結子会社は、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としています。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として総平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、一部の連結子会社については定額法）

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

当連結会計年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

② 関連会社株式譲渡損失引当金

関連会社株式の譲渡に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しています。

③ 訴訟損失引当金

ブラジル国内の連結子会社において、税務当局との間でIR（法人税）、CS（社会負担金）、ICMS（商品流通サービス税）、PIS/COFINS（社会統合計画／社会保険融資負担金）等の税務関連訴訟、INSS社会保険料及び各種租税公課訴訟、複数の労務関連訴訟や民事関連訴訟があり、これらの訴訟に対する損失に備えるため、計上しています。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しています。

なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについては、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たす場合は一体処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
先物為替予約	外貨建金銭債権債務
金利通貨スワップ	外貨建借入金
金利スワップ	借入金及び貸付金
商品スワップ	電力

③ ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、通常業務を遂行する上で発生する為替変動リスク、金利変動リスク及び原材料の価格変動リスクをヘッジすることとしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、毎連結会計年度末に、個別取引ごとのヘッジ効果を検証していますが、ヘッジ手段とヘッジ対象の資産・負債について、元本・利率・期間等の重要な条件が同一の場合は、本検証を省略することとしています。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込み額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しています。また、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

なお、退職給付に係る負債の計上基準は、以下のとおりです。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12～17年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（12～17年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しています。

#### ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

#### ② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

#### ③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

### 5. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 2012年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 2015年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しています。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が4,053百万円減少し、利益剰余金が2,611百万円増加しています。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微です。また、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微です。

### 6. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において投資その他の資産の「その他」に含めて表示していた「退職給付に係る資産」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。なお、前連結会計年度の「退職給付に係る資産」は534百万円であります。

前連結会計年度において独立掲記していた「無形固定資産」の「借地権」(当連結会計年度1,815百万円)については、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度は「その他」に含めて表示しています。

前連結会計年度において独立掲記していた「固定負債」の「役員退職慰労引当金」(当連結会計年度1,383百万円)及び「環境対策引当金」(当連結会計年度1,861百万円)については、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度は「その他」に含めて表示しています。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

現金及び預金	1,975百万円
受取手形及び売掛金	1,956百万円
商品及び製品	3,302百万円
建物及び構築物	14,954百万円
機械装置及び運搬具	12,565百万円
土地	14,631百万円
植林立木	19,016百万円
投資有価証券	1,724百万円
長期貸付金（1年内回収予定額を含む）	3,109百万円
その他	2,813百万円
計	76,048百万円

投資有価証券のうち連結子会社株式640百万円及び、長期貸付金のうち連結子会社貸付金3,109百万円は、連結貸借対照表上、相殺消去しています。

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	6,800百万円
長期借入金	6,524百万円
支払手形及び買掛金	482百万円
計	13,807百万円

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,400,406百万円  
(減損損失累計額を含む)

### 3. 保証債務

PT. Korintiga Hutani	5,817百万円
Alpac Forest Products Inc.	3,766百万円
その他	5,039百万円
計	14,624百万円

### 4. 受取手形割引高

12,204百万円

### 受取手形裏書譲渡高

21百万円

### 5. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、一部の連結子会社において事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しています。

- 再評価の方法……「土地の再評価に関する法律施行令」（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の課税価格の基礎となる土地の価額に基づいて算出
- 再評価を行った年月日……2002年3月31日

## 連結損益計算書に関する注記

### 1. 関連会社株式譲渡損失引当金繰入額

持分法適用関連会社であるAlpac Forest Products Inc.の株式を譲渡することに伴い発生が見込まれる損失金額を計上しています。

### 2. 事業構造改善費用

事業構造改善費用は、王子エフテックス(株)東海工場第一製造所及び富士宮製造所、王子製紙(株)富岡工場及び日南工場の抄紙設備等の停止に伴う当該資産の減損処理額その他です。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式 1,064,381,817株

### 2. 当連結会計年度末における自己株式の種類及び数

普通株式 75,999,709株

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 当連結会計年度中の剰余金配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2014年5月14日 取締役会	普通 株式	4,949	5.0	2014年3月31日	2014年6月5日
2014年10月31日 取締役会	普通 株式	4,949	5.0	2014年9月30日	2014年12月1日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015年5月15日 取締役会	普通 株式	4,948	利益 剰余金	5.0	2015年3月31日	2015年6月4日

### 4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,113,000株

## 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 666円40銭

2. 1株当たり当期純利益 17円55銭

(期中平均株式数により算出しています。)

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、一時的な余資を預金等安全性の高い金融商品で運用することに限定しており、投機的な運用は行わない方針です。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、各営業部門が主要取引先の状況を、適宜、モニタリングし、状況に応じて信用調査等を行うことにより、軽減を図っています。

投資有価証券は主に株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して、適宜、保有状況を見直しています。

借入金のうち、短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の長期借入金の一部は、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用して支払金利を固定化することにより、リスクヘッジを図っています。デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するため、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っています。

デリバティブ取引は、外貨建ての金銭債権債務や借入金に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引及び通貨スワップ取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ等を目的とした金利スワップ取引、並びに購入エネルギー価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品スワップ取引であり、デリバティブ管理基準に基づき取引を行っています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2015年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	45,567	45,567	—
(2) 受取手形及び売掛金	298,826		
(3) 短期貸付金	4,854		
貸倒引当金	△1,973		
	301,707	301,707	—
(4) 長期貸付金	3,493		
貸倒引当金	△1,232		
	2,261	2,261	0
(5) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	13,377	13,425	48
② 関連会社株式	3,608	1,052	△2,555
③ その他有価証券	135,258	135,258	—
(6) 支払手形及び買掛金	(209,977)	(209,977)	—
(7) 短期借入金	(190,869)	(190,869)	—
(8) コマーシャル・ペーパー	(10,000)	(10,000)	—
(9) 社債	(160,075)	(161,895)	1,820
(10) 長期借入金	(501,635)	(506,488)	4,852
(11) デリバティブ取引	(186)	(186)	—

（\*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっています。

(6) 支払手形及び買掛金、(7) 短期借入金、並びに(8) コマーシャル・ペーパー

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。また、1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額128,851百万円）は、(10) 長期借入金に含めています。

(9) 社債

当社が発行する社債の時価は、市場価格（公社債店頭売買参考統計値）に基づき算定しています。また、1年内償還予定の社債（連結貸借対照表計上額20,055百万円）も含めています。

(10) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入金を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。金利スワップを利用した借入金については、金利スワップの特例処理の対象とされており（下記(11) 参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入金を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっています。また、1年内返済予定の長期借入金（連結貸借対照表計上額128,851百万円）も含めています。

(11) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定する方法によっています。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています（上記(10) 参照）。

(注2) 非上場株式及び出資金等（連結貸借対照表計上額68,149百万円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券」には含めていません。

## 賃貸等不動産に関する注記

「賃貸等不動産に関する注記」は、連結決算上、重要性が乏しいため、記載を省略します。

## 取得による企業結合

### 1. 企業結合の概要

#### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Carter Holt Harvey Pulp & Paper Limited (以下「CHHPP社」) 他7社  
(以下総称して「CHHPPグループ」)  
事業の内容 パルプ、板紙及びパッケージング事業

#### (2) 企業結合を行った主な理由

当社では、現在、事業構造転換を強力に推し進めており、今後の成長が見込まれる新興国、特に東南アジア諸国で積極的に事業を展開しています。中でも段ボールを中心とする板紙・パッケージング分野は当社の当該施策の中心となる事業であり、これまでに東南アジア・インド地域で21拠点(建設中を含む)を新設・取得しています。

同時に、当社グループの重点施策のひとつである資源ビジネスの分野においても、海外では植林・木材加工・パルプ事業をニュージーランド(Pan Pac Forest Products Ltd.、以下「Pan Pac社」)、植林とパルプ事業をブラジル(Celulose Nipo-Brasileira S.A.、以下「セニブラ社」)、植林事業を東南アジアやオセアニア地区で展開してきています。資源分野については、日本も含め、今後、さらに資源の有効活用を図り、新規分野への事業展開も積極的に進めていくべく取り組んでいます。

今回、取得したCHHPPグループにつきましては、パルプ事業、板紙事業、パッケージング事業と、大きく3つの事業分野に分かれています。

①パルプ事業：世界的に供給国に限られる針葉樹が豊富にある立地条件を最大限に活用し、針葉樹を原料とする晒と未晒の化学パルプ(NBKP、NUKP)を製造販売しています。本案件取得後、当社グループとしては、上述のPan Pac社のBCTMP及びセニブラ社の晒広葉樹パルプ(LBKP)と併せ、販売パルプの製品群がより充実し、顧客の多様なニーズに対応していくことができるものと考えています。

②板紙事業：針葉樹パルプを原料とする強度の強い段ボール原紙を製造販売しています。古紙から製造するアジア地域の段原紙メーカーが供給できない製品であり、今後、アジア各国の経済発展に伴い、強度のある板紙への需要拡大はさらに期待されます。また、当社がすでに同地域で実施し、また、今後展開する段ボール加工事業でも活用することから、より幅広いニーズへも応えていけるものと考えています。

③パッケージング事業：段ボール加工事業は、ニュージーランド及びオーストラリアにおいて5工場を所有、また、この他に製袋事業や紙コップ事業も行っています。パッケージング分野においては、環太平洋地域における貿易がより活発化することも見込まれるため、今後も需要は期待できるものと考えています。

なお、当社としては、CHHPPグループを取得後、近隣の針葉樹資源の活用により、さらなる事業展開の可能性が高まります。このことから、今後、木材加工をはじめ木材関連の新たなビジネス、また木質資源から当社技術により開発される新素材等への事業進出も可能になってくるものと考えています。

#### (3) 企業結合日

2014年12月1日

#### (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

#### (5) 結合後企業の名称

結合後企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率  
100% (注)

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠  
当社の連結子会社であるOji Oceania Management (NZ) Limited (以下「OOM(NZ)社」) 及びOji Oceania Management (AUS) Pty. Ltd. (以下「OOM(AUS)社」) による現金を対価とする株式取得であるため。(注)

(注) OOM(NZ)社は当社および株式会社産業革新機構が出資する王子オセアニアマネジメント株式会社(当社の議決権比率60%)の100%子会社であり、OOM(AUS)社はOOM(NZ)社の100%子会社です。当社がCHHPPグループに対して所有する持分比率は60%となります。

## 2. 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2014年12月1日から2014年12月31日。

## 3. 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価 1,044百万ニュージーランドドル

取得に直接要した費用(アドバイザー費用等) 9百万ニュージーランドドル

取得の対価には、株式取得の相手先に支払う株式取得対価に加え、CHHPP社が株式取得の相手先に負っていた負債の返済額が含まれています。

## 4. 取得原価の配分に関する事項

(1) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	33,661百万円
固定資産	73,823百万円
資産合計	107,484百万円
流動負債	35,975百万円
固定負債	4,210百万円
負債合計	40,186百万円

なお、取得原価の配分が完了していないため、入手可能な合理的な情報に基づき暫定的な会計処理を行っています。

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(ア) 発生したのれんの金額

51百万ニュージーランドドル

(イ) 発生原因

取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その超過額をのれんとして計上しています。

(ウ) 償却期間及び償却方法

15年間の均等償却

## 個 別 注 記 表

### 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	……………償却原価法
子会社株式及び関連会社株式	……………移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	……………移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	……………定率法
（リース資産を除く）	ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しています。
無形固定資産	……………定額法
リース資産	……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。なお、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 2007年3月30日）の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。また、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産はありません。

#### 3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	……………当事業年度末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
退職給付引当金	……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しています。 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により費用処理しています。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌期から費用処理しています。
関連会社株式譲渡損失引当金	……………関連会社株式の譲渡に伴う損失に備えるため、当該損失見込額を計上しています。

4. ヘッジ会計の方法 ……特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理によっています。一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップについては、一体処理を採用しています。
5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 退職給付に係る会計処理 ……退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。
- 消費税等の会計処理 ……消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
- 連結納税制度の適用 ……連結納税制度を適用しています。

#### （会計方針の変更）

##### （退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 2012年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 2015年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を従業員の前平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しています。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しています。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が38百万円増加し、利益剰余金が24百万円減少しています。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。また、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微です。

#### 6. 表示方法の変更

##### （貸借対照表）

前事業年度において独立掲記していた「流動資産」の「売掛金」（当事業年度99百万円）及び「その他」に含めていた「営業未収入金」（当事業年度70百万円）については、当事業年度は「営業未収入金」として表示しています。

前事業年度において独立掲記していた「流動資産」の「前払費用」（当事業年度36百万円）については、金額的重要性が乏しいため、当事業年度は「その他」に含めて表示しています。

前事業年度において独立掲記していた「固定負債」の「長期未払金」（当事業年度476百万円）及び「環境対策引当金」（当事業年度31百万円）については、金額的重要性が乏しいため、当事業年度は「その他」に含めて表示しています。

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「ブランド維持収入」については、金額的重要性が高くなったため、当事業年度は独立掲記しています。

前事業年度において「営業外費用」の「その他」に含めていた「ブランド維持経費」については、金額的重要性が高くなったため、当事業年度は独立掲記しています。

前事業年度において独立掲記していた「特別損失」の「子会社整理損失」（当事業年度121百万円）、「貸倒引当金繰入額」（当事業年度95百万円）、及び「固定資産除却損」（当事業年度50百万円）については、金額的重要性が乏しいため、当事業年度は「その他」に含めて表示しています。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

林地	159百万円
植林立木	299百万円
関係会社株式	640百万円
長期貸付金（1年内回収予定額を含む）	3,109百万円
計	4,208百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定額を含む）	2,761百万円
--------------------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額

53,790百万円  
(減損損失累計額を含む)

3. 関係会社に対する債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	74,358百万円
関係会社に対する長期金銭債権	408,352百万円
関係会社に対する短期金銭債務	92,349百万円
関係会社に対する長期金銭債務	4百万円

4. 保証債務等

江蘇王子製紙有限公司	6,761百万円
PT. Korintiga Hutani	5,817百万円
GS Paper & Packaging Sdn. Bhd.	3,943百万円
Alpac Forest Products Inc.	3,766百万円
Sahakij Packaging Co., Ltd.	1,980百万円
その他	8,400百万円
計	30,669百万円

## 損益計算書に関する注記

### 1. 関係会社との取引高

関係会社に対する営業収益	30,640百万円
うち関係会社からの経営指導料収入	15,479百万円
うち関係会社からの受取配当収入	11,338百万円
その他	3,822百万円
関係会社に対する営業費用	13,237百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	7,951百万円

### 2. 関連会社株式譲渡損失引当金繰入額

持分法適用関連会社であるAlpac Forest Products Inc.の株式を譲渡することに伴い発生が見込まれる損失金額を計上しています。

## 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数  
普通株式

74,629,380株

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

### 繰延税金資産

分割に伴う子会社株式	15,924 百万円
投資有価証券	4,472
関連会社株式譲渡損失引当金	1,810
繰越欠損金	1,521
退職給付引当金	722
貸倒引当金	630
その他	1,587
繰延税金資産小計	<u>26,669</u>
評価性引当額	<u>△8,402</u>
繰延税金資産合計	<u>18,266</u>

### 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△11,348 百万円
固定資産圧縮積立金	△8,562
海外投資等損失準備金	△208
その他	△344
繰延税金負債合計	<u>△20,464</u>
繰延税金負債の純額	<u>△2,197 百万円</u>

## リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、研究機器、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しています。

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上の 関係				
連結 子会社	王子マテリア ㈱	直接：100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金貸付 (貸付減)	△7,463	長期 貸付金	68,318
							短期 貸付金	9,781
					経営指導料	4,496	-	-
連結 子会社	森紙業㈱	間接：100.0%	当社役員が 兼任	資金貸借関係	資金借入 (借入減)	△2,500	短期 借入金	12,500
連結 子会社	王子イメージ ングメディア ㈱	直接：100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	-	-	長期 貸付金	16,900
					資金借入 (借入増)	2,140	短期 借入金	8,046
連結 子会社	王子エフテッ クス㈱	直接：100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金貸付 (貸付減)	△808	長期 貸付金	13,321
					資金借入 (借入増)		236	短期 借入金
連結 子会社	王子グリーン リソース㈱	直接：100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	資金貸付 (貸付増)	7,766	長期 貸付金	27,970
							短期 貸付金	3,558
連結 子会社	王子木材緑化 ㈱	間接：100.0%	-	資金の援助	資金貸付 (貸付増)	1,216	長期 貸付金	3,594
							短期 貸付金	9,177
連結 子会社	王子製紙㈱	直接：100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係	-	-	長期 貸付金	199,224
					資金借入 (借入増)	13,308	短期 借入金	33,732
					経営指導料	5,330	-	-
					受取利息	2,564	-	-

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の 内容	取引 金額	科目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上の 関係				
連結 子会社	王子不動産(株)	間接：100.0%	当社役員が 兼任	当社の保有する 資産の活用	資金貸付 (貸付減)	△2,320	長期 貸付金	15,296
							短期 貸付金	500
					資金借入 (借入増)	195	短期 借入金	195
連結 子会社	王子マネジ メントオフィス (株)	直接：100.0%	当社役員が 兼任	経営指導の受託 資金貸借関係 間接業務の委託	人件費	4,346	—	—
					業務委託料	3,845	—	—
連結 子会社	王子オセア ニアマネジメン ト(株)	直接：60.0%	当社役員が 兼任	—	増資の引受	37,803	—	—
連結 子会社	Oji Oceania Management (NZ) Limited	間接：60.0%	当社役員が 兼任	資金の援助	資金貸付 (貸付増)	25,798	長期 貸付金	21,285
							短期 貸付金	4,512

注1 上記の金額のうち、取引金額には消費税及び地方消費税を含まず、期末残高には消費税及び地方消費税が含まれています。

注2 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 資金の貸付金及び借入金にかかる利息については、市場金利を勘案して合理的に貸付金及び借入金の利率を決定しています。なお、無担保での運用です。
- ② 経営指導料については、経営及び業務支援の対価として請求しています。
- ③ 業務委託料については、業務支援の対価として支払っています。
- ④ 王子マネジメントオフィス(株)からの受入出向者にかかる人件費の支払額です。

#### 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 378円48銭
2. 1株当たり当期純利益 9円86銭

(期中平均株式数により算出しています。)

#### 連結配当規制適用会社に関する注記

##### 連結配当規制適用会社

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。